

町の財政状態は？

財政健全化 判断比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、財政健全化法)に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率の公表をしています。今回は令和元年度決算に基づく指標です。

第1表 東伊豆町の健全化判断比率と早期健全化基準・財政再生基準

健全化判断比率	R元年度(今回)	H30年度(前回)	早期健全化基準	財政再生基準	各比率の説明
実質赤字比率	- (赤字なし)	- (赤字なし)	15.0%	20.0%	一般会計等に生じている赤字
連結実質赤字比率	- (赤字なし)	- (赤字なし)	20.0%	30.0%	公営企業を含む町全体の会計の赤字
実質公債費比率	5.2%	5.7%	25.0%	35.0%	地方債の返済額(公債費)の大きさ
将来負担比率	60.6%	58.0%	350.0%		現在抱えている負債の大きさ

標準財政規模とは、標準的な状態で通常取入されるであろう経常的な一般財源の規模をいいます。

の標準財政規模に対する割合

- ◆実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合(=黒字の場合)は、「-」と表示しています。
- ◆数値が大きいくほど財政健全化法上財政が悪化していることを意味します。

財政健全化法では、公営企業の健全化についても定めています。東伊豆町には公営企業会計が2つあります。公営企業会計それぞれの資金不足比率を算定して、経営が健全化しているかどうかを判断します。

第2表 東伊豆町公営企業会計の資金不足比率

公営企業会計名称	R元年度(今回)	H30年度(前回)	経営健全化基準
水道事業(法適用)	- (資金不足なし)	- (資金不足なし)	20.0%
風力発電事業(法非適)	- (資金不足なし)	- (資金不足なし)	20.0%

この基準を超えた場合、経営健全化計画を定め、経営健全化を進めなければなりません。

- ◆資金の不足額がない場合は、「-」と表示しています。
- ◆会計名称の(法適用)とは地方公営企業法が適用される会計であることを意味しています。
- ◆資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合、経営健全化計画を定め、経営健全化を進めなければなりません。



※財政健全化法制度全般については、総務省のホームページに詳しい資料が掲載されています。
(総務省ホームページ内地方公共団体財政健全化法関係資料)
<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index.html>

問合せ先 総務課 財政係 ☎95-6302

高齢者虐待 早期発見

虐待に気づいた人は 通報の義務があります

高齢者虐待とは、「家庭で介護している人(家族、親族、同居者など)または「養介護施設や養介護事業所に従事する人」が高齢者に対して、**心身を傷つけるような言動や人権侵害**をすることです。

どんなことが虐待になるの？

- ① 身体的虐待 (たたく、蹴る、やけどを負わせるなど)
- ② 介護・世話の放棄・放任 (食事を与えない、オムツを替えないなど)
- ③ 心理的虐待 (怒鳴る、無視する、子ども扱いするなど)
- ④ 性的虐待 (キス、性器への接触など)
- ⑤ 経済的虐待 (本人に必要な額のお金や通帳を渡さないなど)

虐待を早期に発見しましょう!

東伊豆町においては、令和元年度4件の高齢者虐待に関する通報があり、通報件数は平成30年度と変わらない数字となっています。

高齢者虐待防止法では、虐待に気づいた人は市町に通報する義務があることを定めています。虐待を発見したり、虐待を発見したと思われるときは、地域包括支援センターまでご連絡ください。

虐待の相談を受けた場合、地域包括支援センターの職員が「健康調査」「生活状況調査」といった形で高齢者の自宅を訪問するため、相談者や相談内容が他に漏らされることはありません。以下にそれぞれの虐待のサインを掲載しましたので、参考にしてください。

チェック	項目	虐待のサイン
	説明のつかない転倒や、小さな傷が頻繁に見られる。	身体的虐待のサイン
	腿や上腕部の内側、背中などにあざやみみずばれがある。	
	頭や顔などに傷がある。	
	「家にいたくない」「蹴られる」などの訴えがある。	心理的虐待のサイン
	家から家族の怒鳴り声が聞こえる。	介護放棄のサイン
	部屋が極端に不衛生である。あるいは異臭がする。	
	部屋の中に衣類やオムツが散乱している。	
	寝具や衣服が汚れたままであることが多い。	
	身体にかなりの異臭がする。	経済的虐待のサイン
	栄養失調の状態にある。	
	年金や財産などがあり、財政的に困っているはずがないのにお金がないと訴える。	
	サービスの費用や生活費の支払いが突然できなくなる。	
	知らないうちに預貯金が引き出されたという訴えがある。	

※「東伊豆町高齢者虐待防止マニュアル」より抜粋

介護を抱え込まず 相談を!!

高齢者の介護は、想像以上に大変です。「介護疲れ」が介護する人を追いつめストレスとなり、虐待を引き起こしてしまう場合もあります。

ショートステイやデイサービスなどの介護保険サービスを利用したり、月1回開催されている「家族介護者のためのカフェカーネーション」に参加するなど、息抜きをしたり、介護の負担を減らすことが大切です。

困ったときは一人で悩まず、地域包括支援センターにご相談ください。



問合せ先 地域包括支援センター ☎95-11106